ななきで行うが急速運



受診は通常の診療時間内に

救急医療は、緊急事態に備えるためのものです。本当に救急医療を必要とする人のために、「昼間は混んでいる」「日中は用事がある」「平日は仕事が休めない」といった理由で、休日や夜間に受診することはやめましょう。

救急医療を受診するときは…

比較的症状の軽い人は、「医師会病院救急センター」や「休日当番医」を受診しましょう。

○「医師会病院救急センター」(☎21-1199)の診療時間

【平日・土曜】午後7時から午後11時まで(内科・外科) 受付は午後10時30分まで

【日曜・祝日】午前9時から午後11時まで(内科) 受付は午後10時30分まで

【日曜・祝日】午前9時から午後7時まで(外科) 受付は午後6時まで

【日曜・祝日】午前9時から正午まで(歯科) 受付は午前11時30分まで

※平成30年11月までの間、日曜・祝日の午前9時から正午まで「小児科医」が出務しています。

○「休日当番医」について

日曜日と一部の祝日において、医療機関が交代で診療を行っています。 ※「休日当番医」の情報は、広報紙15日号(裏表紙)、市ホームページ等で確認してください。

「かかりつけ医」を持ちましょう

「かかりつけ医」とは、病気の治療だけでなく、健康について相談できる身近な医師のことです。健康について気になることがあれば、気軽に相談してみましょう。

また、体の不調を感じたときは、早目に「かかりつけ医」を受診しましょう。

子どもの夜間の急病のときは

「小児救急医療電話相談(#8000)」を利用しましょう。

県では、子どもの夜間の急病のときに、看護師や小児科医が対応する電話 相談を実施しています。

電話番号 #8000 (プッシュ回線の固定電話及び携帯電話から利用できます)

又は☎083-921-2755 (全ての電話から利用できます)

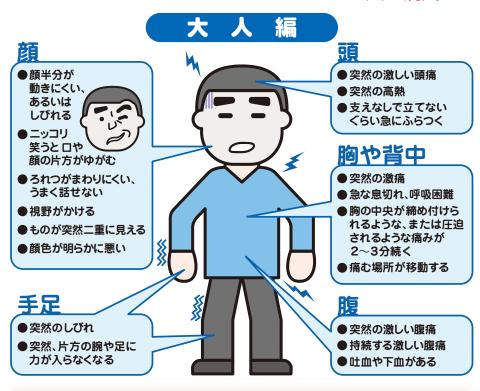
対 象 15歳未満の子ども

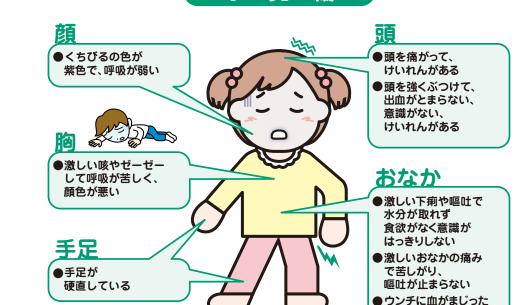
相談時間 午後7時から翌朝8時まで(毎日)

相談料 無料(ただし、通話料は利用者負担となります)

次のような症状がみられたら… **ためらわずに119番に連絡してください!**

重大な病気やケガの可能性があります





児

1

意識の障害

●意識がない(返事がない)又は おかしい(もうろうとしている)

●ぐったりしている

けいれん

- ●けいれんが止まらない
- ●けいれんが止まっても、 意識がもどらない

けが・やけど

- ●大量の出血を伴う外傷
- ●広範囲のやけど

◎その他、いつもと違う場合、様子がおかしい場合

吐き気

●冷や汗を伴うような強い吐き気

飲み込み

- ●食べ物をのどにつまらせて、 呼吸が苦しい
- ●変なものを飲み込んで、 意識がない



事故

- ●交通事故にあった(強い衝撃を受けた)
- ●水におぼれている
- ●高所から転落

が出て、顔色が悪くなった

意識の障害

又はおかしい

じんましん

●虫に刺されて、

未満の乳児

●意識がない(返事がない)

(もうろうとしている)

全身にじんましん

生まれて3カ月

●乳児の様子がおかしい

けいれん

- ●けいれんが止まらない
- ●けいれんが止まっても、意識がもどらない

る やけど

- ●痛みのひどいやけど
- ●広範囲のやけど

飲み込み

●変なものを飲み込んで、 意識がない

事故

- ●交通事故にあった(強い衝撃を受けた)
- ●水におぼれている
- ●高所から転落



◎その他、いつもと違う場合、様子がおかしい場合